

令和2年11月20日

特定商取引法違反の連鎖販売業者に対する取引等停止命令（9か月）及び指示並びに当該業者の業務執行社員の職務執行者に対する業務禁止命令（9か月）について

- 消費者庁は、「ニュートリファイ」等と称する栄養補助食品、「ジョヴェイ」等と称する化粧品、「ピュリティ」と称する空気清浄機等の一連の自社商品を販売する連鎖販売業者であるARIIX Japan合同会社（本社：東京都港区）に対し、令和2年11月19日、特定商取引に関する法律（以下「特定商取引法」といいます。）第39条第1項の規定に基づき、令和2年11月20日から令和3年8月19日までの9か月間、連鎖販売取引に係る取引の一部等（勧誘（勧誘者に行わせることも含みます。申込受付も同じ。）、申込受付及び契約締結）を停止するよう命じました（以下「本件取引等停止命令」といいます。）。
- あわせて、ARIIX Japan合同会社に対し、特定商取引法第38条第1項の規定に基づき、今回の行為の発生原因について調査分析の上検証することなどを指示しました。
- また、消費者庁は、ARIIX Japan合同会社の業務執行社員であるアックス・エルエルシーの職務執行者の宮城邦夫に対し、特定商取引法第39条の2第1項の規定に基づき、令和2年11月20日から令和3年8月19日までの9か月間、本件取引等停止命令により取引等の停止を命ずる範囲の連鎖販売取引に係る業務を新たに開始すること（当該業務を営む法人の当該業務を担当する役員となることを含みます。）の禁止を命じました。

1 処分対象事業者

- (1) 名 称：ARIIX Japan合同会社
(法人番号9011001073356)
- (2) 代 表 者：業務執行社員 アックス・エルエルシー
職務執行者 宮城 邦夫（みやぎ くにお）
- (3) 所 在 地：東京都港区麻布台三丁目5番7号
- (4) 資 本 金：370万円
- (5) 設 立：平成24年4月19日

- (6) 取引類型：連鎖販売取引
- (7) 取扱商品：栄養補助食品、化粧品、空気清浄機等

2 特定商取引法の規定に違反又は該当する行為

- (1) 氏名等の明示義務に違反する行為（統括者の名称、勧誘目的及び商品の種類の不明示）（特定商取引法第33条の2）
- (2) 書面の交付義務に違反する行為（不交付）（特定商取引法第37条第1項）
- (3) 迷惑勧誘（特定商取引法第38条第1項第3号）

3 ARIIX Japan 合同会社に対する本件取引等停止命令及び指示の詳細は別紙1、宮城邦夫に対する業務禁止命令の詳細は別紙2のとおりです。

【本件に関するお問合せ】

本件に関するお問合せにつきましては、消費者庁から権限委任を受けて消費者庁と共に特定商取引法を担当している経済産業局の消費者相談室で承ります。お近くの経済産業局まで御連絡ください。

なお、本件に係る消費者と事業者間の個別トラブルにつきましては、お話を伺った上で、他機関の紹介などのアドバイスは行いますが、あっせん・仲介を行うことはできませんので、あらかじめ御了承ください。

北海道経済産業局消費者相談室	電話	011-709-1785
東北経済産業局消費者相談室		022-261-3011
関東経済産業局消費者相談室		048-601-1239
中部経済産業局消費者相談室		052-951-2836
近畿経済産業局消費者相談室		06-6966-6028
中国経済産業局消費者相談室		082-224-5673
四国経済産業局消費者相談室		087-811-8527
九州経済産業局消費者相談室		092-482-5458
沖縄総合事務局経済産業部消費者相談室		098-862-4373

- 消費者ホットライン（全国統一番号） 188（局番なし）
身近な消費生活相談窓口を御案内します。
※一部のIP電話、プリペイド式携帯電話からは御利用いただけません。
- 最寄りの消費生活センターを検索する。
<http://www.kokusen.go.jp/map/index.html>

ARIIX Japan 合同会社に対する行政処分の概要

1 事業概要

ARIIX Japan 合同会社（以下「アリックス・ジャパン」という。）は、「ニュートリファイ」等と称する栄養補助食品、「ジョヴェイ」等と称する化粧品、「ピュリティ」と称する空気清浄機等の一連の自社商品（以下「本件商品」という。）を販売する事業を行い、「ボーナス」等と称する報酬を收受し得ることをもって、本件商品の販売のあっせんをする者（以下「会員」という。）を誘引し、その者と本件商品の購入を伴う本件商品の販売に係る取引を行っている。当該報酬は特定商取引に関する法律（以下「特定商取引法」という。）第33条第1項に規定する特定利益に該当し、本件商品の購入は同項に規定する特定負担（以下「特定負担」という。）に該当することから、アリックス・ジャパンは同項に規定する連鎖販売業を行っている。

2 処分の内容

(1) 取引等停止命令

アリックス・ジャパンは、令和2年11月20日から令和3年8月19日までの間、連鎖販売業に係る連鎖販売取引（特定商取引法第33条第1項に規定する連鎖販売取引をいう。以下同じ。）のうち、次の取引等を停止すること。

ア アリックス・ジャパンの行う連鎖販売取引について勧誘を行い、又は同社が統括する一連の連鎖販売業に係る連鎖販売取引について勧誘を行わせる者（特定商取引法第33条の2に規定する勧誘者をいう。以下「勧誘者」という。）に勧誘を行わせること。

イ アリックス・ジャパンの行う連鎖販売取引についての契約の申込みを受け、又は勧誘者に当該取引に係る契約の申込みを受けさせること。

ウ アリックス・ジャパンの行う連鎖販売取引についての契約を締結すること。

(2) 指示

勧誘者は、特定商取引法第33条の2に規定する氏名等の明示義務に違反する行為（統括者の名称、勧誘目的及び商品の種類の不明示）及び同法第38条第1項第3号の規定に該当するアリックス・ジャパンの統括する一連の連鎖販売業に係る連鎖販売契約の締結について迷惑を覚えさせるような

仕方で勧誘をする行為を、同社は、同法第37条第1項に規定する書面の交付義務に違反する行為（不交付）をしている。かかる行為は、特定商取引法の規定に違反し、又は同法に規定する指示対象行為に該当するものであることから、当該行為の発生原因について、調査分析の上検証し、当該行為の再発防止策を講ずるとともに、コンプライアンス体制を構築し、これらをアリックス・ジャパンの役員、同社の業務に従事する者及び会員に、前記（1）の取引等停止命令に係る取引等を再開するまでに周知徹底すること。

3 処分の根拠となる法令の条項

特定商取引法第38条第1項及び第39条第1項

4 処分の原因となる事実

アリックス・ジャパン及び勧誘者は、以下のとおり、特定商取引法に違反し、又は同法に規定する指示対象行為に該当する行為をしており、消費者庁は、連鎖販売取引の公正及び連鎖販売取引の相手方の利益が著しく害されるおそれがあると認定した。

（1）氏名等の明示義務に違反する行為（統括者の名称、勧誘目的及び商品の種類の不明示）（特定商取引法第33条の2）

勧誘者は、遅くとも令和元年7月以降、本件商品を販売するアリックス・ジャパンの統括する一連の連鎖販売業に係る連鎖販売取引（以下「本件連鎖販売取引」という。）をしようとするとき、その勧誘に先立って、その相手方に対し、「副業してくれる方探しています。」、「聞いて貰いたい話がある。」、「いい話があるから会いたい。」、「副業をやっているの、そのことについて話したいです。」などと告げるのみで、統括者の名称、特定負担を伴う取引についての契約の締結について勧誘をする目的である旨及び当該勧誘に係る商品の種類を明らかにしていない。

（2）書面の交付義務に違反する行為（不交付）（特定商取引法第37条第1項）

アリックス・ジャパンは、遅くとも令和元年8月以降、同社の連鎖販売業に係る本件商品の販売のあつせんを店舗その他これに類似する設備によらないで行う個人であって、本件連鎖販売取引に伴う特定負担をしようとする者とその特定負担についての契約を締結しようとするとき、その契約を締結するまでに、その連鎖販売業の概要について記載した書面を交付していない。

（3）迷惑勧誘（特定商取引法第38条第1項第3号）

勧誘者は、遅くとも令和元年7月以降、アリックス・ジャパンの統括する一連の連鎖販売業に係る連鎖販売契約を締結しない旨の意思を表示している者に対し、複数名で長時間にわたり繰り返し勧誘を行って契約の締結を断りきれないと感じさせ、その者の意に反して契約を締結させるなど、当該連鎖販売契約の締結について迷惑を覚えさせるような仕方で勧誘をしている。

5 勧誘事例

【事例1】（氏名等の明示義務に違反する行為（統括者の名称、勧誘目的及び商品の種類の不明示））

令和元年7月、消費者Aは、学生時代の友人であるアリックス・ジャパンの会員Zから、「副業してくれる方探してます。」とメッセージアプリのメッセージで連絡を受けた。Aは、副業にも興味があったことから、「話だけでも是非。」とメッセージを送り返し、日程調整の上、同年8月にZと会うことにした。Zに会うまでの間に、Aは、Zに、「簡単に言うとどんな仕事なの？」などと副業の内容についてメッセージアプリのメッセージで何度か質問したが、Zは、「プラットフォームとかいいですね。」「小難しいので私から説明するんじゃなくてお仕事でお世話になってる先輩から説明することになります。」といった説明しかしなかった。

令和元年8月、AはZと喫茶店で会い、食事をした後、当該喫茶店にアリックス・ジャパンの会員Yが現れたが、ここまでの間に、Zは、Aに対して、同社の名称、特定負担を伴う取引についての契約の締結について勧誘をする目的である旨及び当該勧誘に係る商品の種類について一切明らかにしなかった。AとYは、互いに自己紹介をした後、Yは、「今からアリックスという会社の概要について話します。」「アリックスでは、会員の口コミによって顧客を増やしているため、普通の企業であれば広告費に掛けられるはずのお金を会員への報酬として分配することができる。」「アリックスのビジネスに参加するには、この商品を購入して下さい、そして、アリックスのビジネスに参加した後、友達を誘うなどして自分の下に二つのグループを作り上げれば報酬が入ります。」などと告げた。その結果、Aは、その場でアリックス・ジャパンと本件連鎖販売取引に係る契約の締結をした。その後、Aは、令和元年10月から12月までの間に、当該契約を解約した。

【事例2】（氏名等の明示義務に違反する行為（統括者の名称、勧誘目的及び商品の種類の不明示）及び迷惑勧誘）

令和元年10月、消費者Bは、元同僚であるアリックス・ジャパンの会員Xから、「聞いて貰いたい話がある。」、「うちに来てくれませんか。」などと電話でXの自宅に呼び出されたため、X宅を訪れることとした。Xは、BがX宅を訪れるまでの間に、Bに対して、アリックス・ジャパンの名称、特定負担を伴う取引についての契約の締結について勧誘をする目的である旨及び当該勧誘に係る商品の種類について一切明らかにしなかった。

同月、BがX宅に赴くと、X宅には、アリックス・ジャパンの会員W及び会員Vもいた。そして、Wは、タブレット端末を出して、「私はアリックスジャパンのWです。アリックスジャパンでは、とても魅力的で健康に大変良い製品を販売しています。」などと本件商品の購入を勧めながら、「会員登録料としての3060円や商品代を払うだけで、新たに他の人に紹介して契約させれば、報酬がしっかりと入りますし、他の人を紹介して契約させればさせるほど報酬が増えていきますよ。」などと告げた上で、「うちの健康補助食品は『ニュートリファイ』と言って、健康の維持にはもってこいで、本当にお勧めです。」などと告げて、本件商品のうち健康補助食品の購入を勧めた。これに対して、Bは、疾患のため医師から摂取を禁じられている成分があることを説明した上で、「そもそも摂取できないものもあるので、健康補助食品は飲めません。」などと言って購入を断った。しかし、Wは、構わず説明を続け、「沢山の報酬プランがあって、とても魅力的なビジネスですよ。」などと話し続けた。Bは、興味がなかったため、「やりません。」などと言って断ったが、X、W及びVは、なお、代わる代わる、「報酬プランを通じてお金が入れば、老後が楽になりますよ。」、「会員になっていけば、傘下の方の頑張り次第や、商品購入次第で副収入が入ってくるからお得だよ。」などと告げて口々に勧誘をした。これに対しても、Bは、「私は働いている、歳もとってきているからやりません。」、「紹介する人はいません、今更ビジネスはやりません。」などと言って繰り返し断ったものの、Xらは、さらに、「お金が入るなら幾ら入ったっていいじゃない。」などと勧誘を続けた。

このように、Bが断っても、X、W及びVにより繰り返し勧誘が続けられる中、BがX宅に来た午前10時頃から2時間以上が経過し、X、W及びVの執拗な勧誘により契約締結を断れないと感じたBは、その場でアリックス・ジャパンと本件連鎖販売取引に係る契約の締結をした。その後、Bは、当該契約を解約した。

【事例3】（氏名等の明示義務に違反する行為（統括者の名称、勧誘目的及び商品の種類の不明示））

令和元年11月、消費者Cは、学生時代の同級生であるアリックス・ジャパ

ンの会員Uから、「元気にしてる?」、「いい話があるから会いたい。」などとメッセージアプリのメッセージで連絡を受けたことから、Uと会う約束をした。Cは、Uと会うまでの間に、メッセージアプリのメッセージで、「いい話って何?」と尋ねたが、Uは、「話を聞いたら分かるから。」などと答えるのみであった。

同月、Cは喫茶店でUと会い、しばらく雑談していると、アリックス・ジャパンの会員Tも喫茶店にやってきた。ここまでの間に、Uは、Cに対して、アリックス・ジャパンの名称、特定負担を伴う取引についての契約の締結について勧誘をする目的である旨及び当該勧誘に係る商品の種類について一切明らかにしなかった。Tは、自己紹介の後、タブレット端末を出して示しながら、「ここからが本題なんですけど。」と切り出し、「自分の下に会員を付ければ、お金が入ってきて儲かる。」などと告げた。その結果、Cは、その場でアリックス・ジャパンと本件連鎖販売取引に係る契約の締結をした。その後、Cは、当該契約を解約した。

【事例4】（氏名等の明示義務に違反する行為（統括者の名称、勧誘目的及び商品の種類の不明示）及び迷惑勧誘）

令和元年12月、消費者Dは、職場の同僚であるアリックス・ジャパンの会員Sから、「ご飯でも一緒にどうですか。副業をやっているの、そのことについて話したいです。」とメッセージアプリのメッセージで連絡を受けたため、Sと食事をする約束をした。Sは、Dに会うまでの間に、Dに対して、アリックス・ジャパンの名称、特定負担を伴う取引についての契約の締結について勧誘をする目的である旨及び当該勧誘に係る商品の種類について一切明らかにしなかった。

同月、DはSと待ち合わせ、カフェに行くと、アリックス・ジャパンの会員R及び会員Qが待っていた。R及びQは、「アリックスのRです。」などと自己紹介をした後、Rが、タブレット端末を出してDに示しながら、まず、本件商品について説明を始め、「アリックスのシャンプーは髪がサラサラになるのでお勧めです。」などと本件商品の購入を勧めた上、「アリックスのビジネスにぜひ参加しましょう。アリックスのビジネスは、まず先ほど説明した商品を購入して頂き、登録料を支払ってビジネス会員として登録して下さい。その後、友達にも誘って頂いて、その友達がアリックスの商品を購入してアリックスの会員となれば、Dさんに報酬が支給されますよ。」などと告げた。

Dは、興味がなかったので、「私が誰かを勧誘して紹介しなければいけませんよね。私は無理ですね。」などと言って断ったが、Rは、さらに、「僕が連れてくる人をDさんの下に付けるから、Dさんが誰かを紹介しなくても収入が入

ります。」などと強い口調で告げ、Dが黙っていると、Sは、「私を信じて一緒にやりましょう。」などと告げて契約の締結を促した。重ねて、Rは、契約書を示しながら、「迷うくらいならやってみたら。」「早くしないと、スーパープレーヤーが他のアップの人の下になってしまうかもしれない。少しでも興味があればやった方がいいよ。」などと告げて、契約の締結を急かした。Dは、契約を締結するつもりは全くなかったので、「入りたくありません。家に帰ってから決めたいと思います。」などと伝えたが、Rは聞く耳を持たず、「迷ってるのが勿体ない。早ければ早い方が早めに収入が入るから、一緒にやりましょう。」などと告げて、引き続き、Dに契約の締結を急かしながら勧誘を続けた。また、Qも、重ねて、Dに対して本件商品の内容について説明を繰り返し、契約の締結を勧めた。

このように、Dが断っても、S、R及びQにより繰り返し勧誘が続けられる中、Dがカフェに入った午後6時頃から3時間以上が経過し、何を言っても契約を断ることができず、契約をするまで帰らせてもらえないと感じたDは、結局、その場でアリックス・ジャパンと本件連鎖販売取引に係る契約の締結をした。その後、Dは、当該契約を解約した。

【事例5】（迷惑勧誘）

令和元年7月、消費者Eは、友人であるアリックス・ジャパンの会員Pと、ファミリーレストランで会った際に、Pと、Pと一緒にEを待っていた同社の会員O及び会員Nから、「アリックス商品のシャンプーは3人とも使っていて、髪がサラサラになるし、とにかくいいよ。化粧品も、肌荒れしなくて、とにかくいいよ。」などと本件商品の購入を勧められ、本件連鎖販売取引に係る契約の締結について、「Eさんが知人を紹介して、その知人がアリックスの商品を購入してアリックスの会員となれば、Eさんに対してアリックスからポイントが支給され」、「アリックスから貰えるポイントは、現金化され、Eさんの口座に入金されます。」などと告げられるなどして勧誘を受けた。

Eは、契約を締結するつもりはなかったのに、何度も「帰りたい。」と伝えたが、その都度、Oらは、「直ぐに終わるから。」と言ってEを帰さず、Eが「私はやらないよ。」「私、友達いないから、人を紹介するのは無理ですので、やりません。」などと言って契約を締結しない旨を繰り返し伝えても、その都度、Oらは、「お得な報酬が沢山入ってきますよ。」「今登録しないと損だよ、これからアリックスのネットワークビジネスが流行ってくるから、登録するなら早い方がいいよ。」「契約しても後から辞めることもできるから、考えるくらいなら契約しちゃえばいいじゃん。」などと告げて勧誘を続けた。

このように、Eが断っても、P、O及びNによって執ように勧誘が続けられ、

Eがファミリーレストランに到着した午後7時頃から4時間以上が経過する中で、Eは、契約した方が早く家に帰れるという気持ちから、結局、その場でアリックス・ジャパンと本件連鎖販売取引に係る契約の締結をした。その後、Eは、当該契約を解約した。

【事例6】（迷惑勧誘）

令和2年2月、消費者Fは、学生時代の友人であるアリックス・ジャパンの会員Mと、喫茶店で会った際に、Mと、同社の会員Lから、同社のシャンプーや化粧品は品質が良い旨を告げられて本件商品の購入を勧められ、本件連鎖販売取引に係る契約の締結について、「アリックスから商品を購入するとポイントが溜まるし、自分が連れてきた友達等が会員となって自分の下につけば、友人等が購入した商品に応じたポイントが還元される。」などと告げられるなどして勧誘を受けた。

Fは、契約を締結するつもりはなかったので、「私は紹介したくありません。」「絶対に紹介はしない。」「家に持ち帰って考えたい。」と繰り返し伝えたが、その都度、M及びLは、「紹介しなくても大丈夫。別の人で紹介でもポイントが溜まる仕組みになってるから。」「商品のことを知って、そのことを他の人に話せばいい。」「試してほしい。」「初回セットを購入してもクーリング・オフできる」「1日でポイントの獲得率が大きく変わるから、やるなら早い方がいい。」などと告げて、その場で契約を締結するよう促し続けた。

このように、Fが断っても、M及びLにより繰り返し勧誘が続けられ、M及びLによる勧誘が開始された午後6時頃から約4時間が経過する中で、その場では断りきれないと感じたFは、契約した後でクーリング・オフすればよいと考えて、結局、その場でアリックス・ジャパンと本件連鎖販売取引に係る契約の締結をした。

宮城 邦夫に対する行政処分の概要

1 名宛人

宮城 邦夫（以下「宮城」という。）

2 処分の内容

宮城は、令和2年11月20日から令和3年8月19日までの間、特定商取引に関する法律（以下「特定商取引法」という。）第33条第1項に規定する連鎖販売業に係る連鎖販売取引（以下「連鎖販売取引」という。）に関する業務のうち、次の業務を新たに開始すること（当該業務を営む法人の当該業務を担当する役員となることを含む。）を禁止する。

- (1) 連鎖販売取引について勧誘を行い、又は特定商取引法第33条第2項に規定する統括者がその統括する一連の連鎖販売業に係る連鎖販売取引について勧誘を行わせる者（同法第33条の2に規定する勧誘者をいう。以下「勧誘者」という。）に勧誘を行わせること。
- (2) 連鎖販売取引についての契約の申込みを受け、又は勧誘者に契約の申込みを受けさせること。
- (3) 連鎖販売取引についての契約を締結すること。

3 処分の根拠となる法令の条項

特定商取引法第39条の2第1項

4 処分の原因となる事実

- (1) 別紙1のとおり、ARIIX Japan 合同会社（以下「アリックス・ジャパン」という。）に対し、特定商取引法第39条第1項の規定に基づき、アリックス・ジャパンが行う連鎖販売取引の一部等を停止すべき旨を命じた。
- (2) 宮城は、アリックス・ジャパンの業務を執行する社員に準ずる者（特定商取引法第39条の2第1項に規定する役員）であり、かつ、同社が停止を命ぜられた業務の遂行に主導的な役割を果たしていた。